



8月から

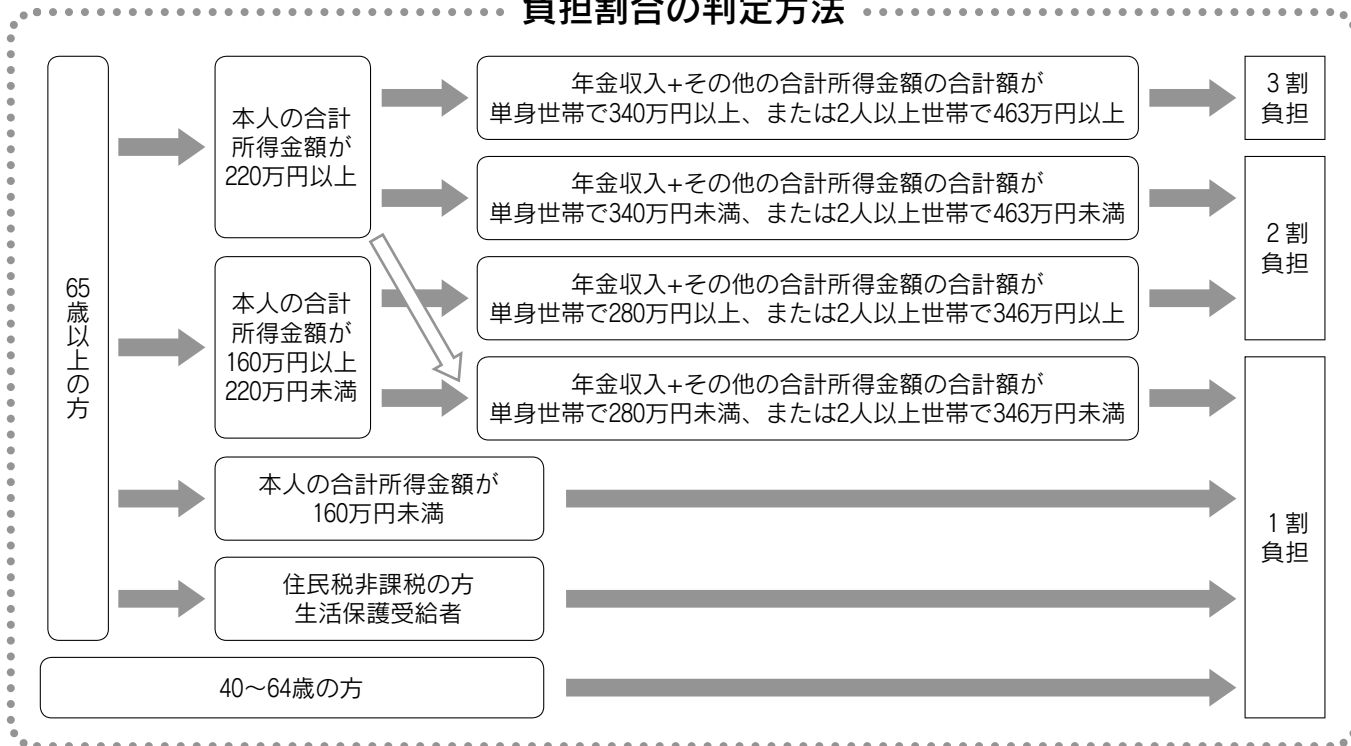
65歳以上で高所得者の介護サービス利用料の自己負担額が3割になります

一定額以上の所得がある65歳以上の方の自己負担額が、2割または3割となります。

新たに自己負担額が3割となる方は、合計所得金額が年間220万円以上で、年金収入とその他の合計所得額の合計が、単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上の方です。

要支援・要介護の認定を受けた方には、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

負担割合の判定方法



7月までの限度額		8月からの限度額	
現役並み所得者	67万円	課税所得690万以上	212万円
一般	56万円	課税所得380万以上	141万円
低所得者Ⅱ	31万円	課税所得145万以上	67万円
低所得者Ⅰ	19万円		据え置き

70歳以上の方の高額医療費
算介護サービス費の自己負担
限度額の一部が変わります

介護保険制度では、同じ世帯内で、医療保険と介護保険の自己負担額がいずれも高額になった場合、両者を合算して年間の限度額を超えた部分は「高額医療合算介護サービス費」として、支給を受けることができます。

保険料を納めないでいると

特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納した期間に応じて次のような措置が取られます。	
1年以上滞納すると	サービス費をいったん全額(10割)自己負担して、申請により後で保険給付分(9割、8割または7割※1)が払い戻されます。
1年6か月以上滞納すると	申請で払い戻されるはずの保険給付が一時差し止めとなります。さらに滞納が続くと、保険給付から滞納保険料額が差し引かれる場合もあります。
2年以上滞納すると	利用者負担が引き上げられれたり(※2)、高額介護サービス費が受けられなくなるなどの措置が取られます。(※2)利用者負担1割・2割の方→3割 利用者負担3割の方(※1)→4割

※1 8月から一定額以上の所得がある65歳以上の方の負担割合が3割に変更されます。

10月から

福祉用具の全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます

貸与商品の全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます。

また、利用者に対して、全国平均貸与価格と事業者の貸与価格の両方の提示と、機能の説明が義務づけられます。